

「にいがた健康経営推進企業ロゴマーク」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、にいがた健康経営推進企業のロゴマークを使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてロゴマークとは、別紙のデザインとする。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 「にいがた健康経営推進企業」登録企業が使用する場合
- (2) 「にいがた健康経営推進企業制度」の紹介やPRを目的として使用する場合

(使用基準)

第4条 前条の範囲に該当する者は、次の基準に基づき、広く広報物等にロゴマークを使用することができる。

- (1) 必ず、画像中のマークと文字を一体として使用する。
 - (2) 縦横の比率を変えて拡大・縮小しない。
 - (3) 別の部品や模様、記号等を書き加えたり、取り除いたりしない。(マークが判別できる範囲で背景を重ねることは可)
 - (4) 色を変えない。(単色での使用は可)
- 2 ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することができない。
- (1) 特定の政治、思想、宗教、募金等の活動のために利用されるおそれがある場合
 - (2) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
 - (3) 提供する商品やサービスの品質を担保・証明するものとして利用されるおそれがある場合
 - (4) 自己のシンボルマークや、商標・意匠として使用するおそれがある場合
 - (5) その他、不正な利用が行われるおそれがある場合

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用の中止等)

第6条 県は、ロゴマークの不適正な使用が認められた場合、使用者に対して、その中止を求めることができる。

2 前項により使用の中止を求めたときは、その旨を県のホームページ等を通じて公表するものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第7条 ロゴマークに関する一切の権利は、新潟県に帰属する。

(規程の改定)

第8条 本規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則

本規程は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和8年10月23日から施行する。

(別紙)

「にいがた健康経営推進企業」 ロゴマーク (横)



「にいがた健康経営推進企業」 ロゴマーク (縦)

